

## 【学校いじめ防止基本方針】

和泉市立南松尾はつが野学園  
令和 7 年 4 月

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

#### 1 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

#### 3 いじめ防止等の対策のための組織

（１）名称 「いじめ防止対策委員会」

（２）構成員

学校長、副校長、教頭（２名）、首席、生徒指導担当教員、担任、各学年教員、養護教諭、道徳・人権教育担当教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

（３）役割、活動内容

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめの未然防止
- ・いじめの対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間計画の企画と実施
- ・年間計画進捗のチェック
- ・各取組みの有効性の検証
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

#### 4 年間計画（案）

基本方針に沿って、以下のとおり実施する

| 和泉市立南松尾はつが野学園 いじめ防止年間計画（令和7年度） |                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                          |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                | 児童生徒・保護者                                                                                                                                                                         | 教職員等                                                                                                                                     |
| 4月                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒へ「いじめ防止対策」および相談窓口等の周知</li> <li>児童生徒へ「みなはつのきまり」を周知</li> <li>保護者へ学級懇談会等において「学校いじめ防止基本方針」の周知</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止のための校内研修（「学校いじめ防止基本方針」共通理解）</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> <li>社会性測定用尺度アンケート（ミニアンケート）研修</li> </ul> |
| 5月                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問等で家庭と情報交換</li> <li>情報モラル教育（2～4年…依存防止、5～9年…誹謗中傷防止学習）</li> </ul>                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の情報共有研修</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> <li>いじめ事案対応研修</li> </ul>                                     |
| 6月                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>学園生活アンケート実施（1回目）</li> <li>学園教育相談（全学年）</li> <li>豊かな心を育む授業<br/>→ピンクシャツデー</li> <li>社会性測定用尺度アンケート実施（4～9年）</li> <li>ミニアンケート実施（1～3年）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>学園生活アンケートの集計&amp;情報共有</li> <li>学園教育相談情報共有</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>                          |
| 7月                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人懇談会（前期課程）</li> <li>学期期末懇談（後期課程）</li> <li>ケータイ・スマホ教室</li> <li>非行、犯罪被害防止教室（5～9年）</li> </ul>                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会</li> <li>社会性測定用尺度アンケート（ミニアンケート）結果分析・共有</li> </ul>                                      |
| 8月                             |                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>校内研修（児童生徒の情報共有、仲間づくり研修）</li> </ul>                                                                |
| 9月                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>ネットの誹謗中傷防止出前講座（7～9年）</li> </ul>                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>                                                                             |
| 10月                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>学園生活アンケート実施（2回目）</li> <li>教育相談（全学年）</li> </ul>                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>学園生活アンケートの集計&amp;情報共有</li> <li>学園教育相談情報共有</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>                          |
| 11月                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会性測定用尺度アンケート実施（4～9年）</li> <li>ミニアンケート実施（1～3年）</li> </ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>                                                                             |
| 12月                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>みなはつ人権週間</li> <li>個人懇談会（前期課程）</li> <li>学期期末懇談（後期課程）</li> </ul>                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会性測定用尺度アンケート（ミニアンケート）結果分析・共有</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>                                      |
| 1月                             |                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>                                                                             |
| 2月                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>学園生活アンケート実施（3回目）</li> <li>学園教育相談（全学年）</li> <li>社会性測定用尺度アンケート実施（4～9年）</li> <li>ミニアンケート実施（1～3年）</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学園生活アンケートの集計&amp;情報共有</li> <li>社会性測定用尺度アンケート（ミニアンケート）結果分析・共有</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>       |
| 3月                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>学年末懇談（後期課程）</li> </ul>                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>                                                                             |

#### 5 取組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年間11（各月に1回）、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。その結果を職員会議の場で連絡し、全教職員に周知する。

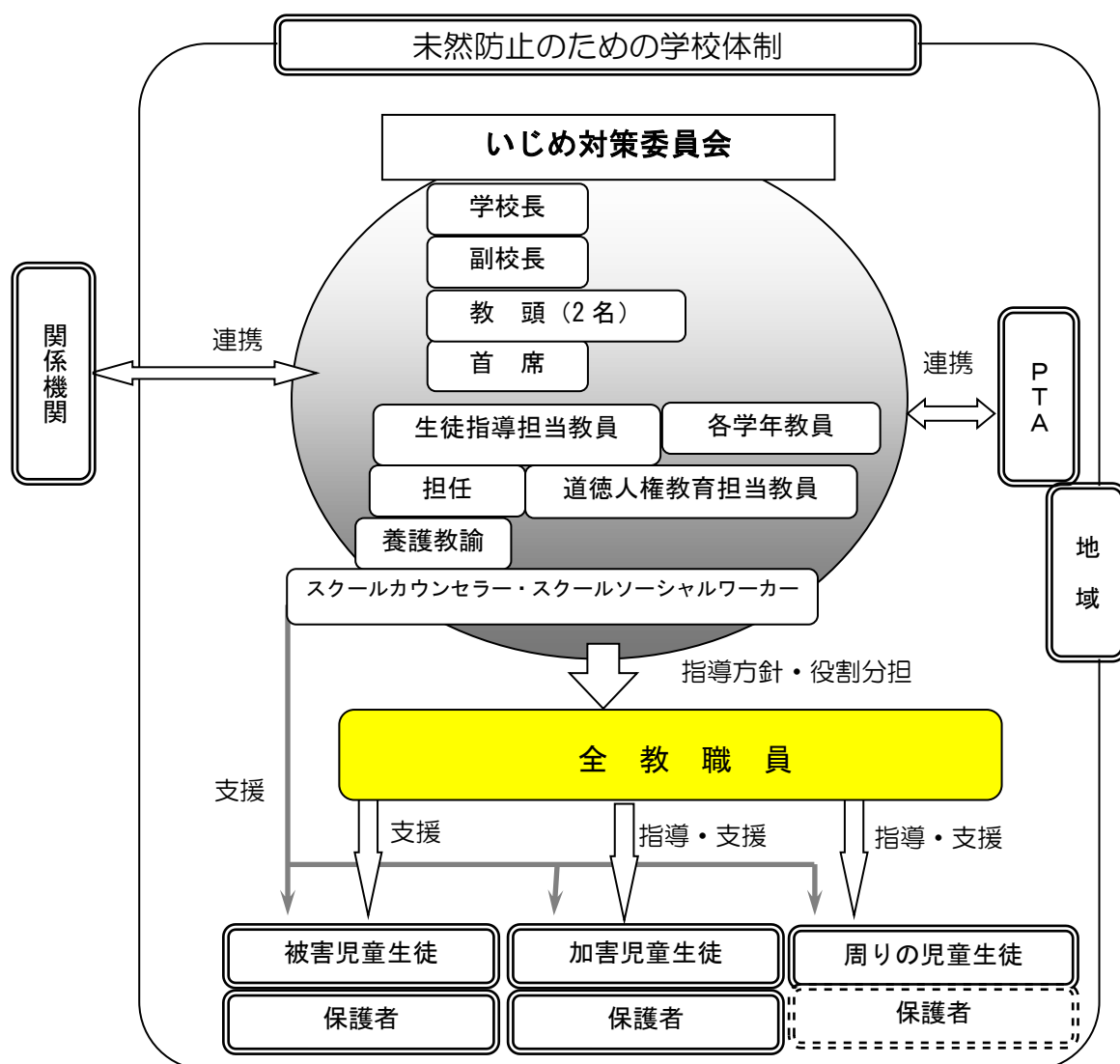
## 第2章 いじめの防止

### 1 基本的な考え方

「いじめが起こらない学級・学校づくり」を基本と考えることが重要である。起こってからの対応ではなく、いじめの未然防止という観点から考え、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。

- (1) 人権に関する理解及び感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動のそれぞれの特質に応じて総合的に推進する
- (2) 児童生徒同士が対等で豊かな人間関係を築くための取組みを、学校をあげて推進する。
- (3) 「いじめは、どこの学級にも学校にもおこる。」という認識を全ての教職員が持つ。
- (4) 児童生徒同士、児童生徒と教員の間に信頼関係を築いていく。

### 2 学校体制



### 3 いじめ防止のための措置

#### (1) いじめについての共通理解

教職員および児童生徒が以下のような基本的認識を持てるようにする。

- ・ いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許されるものではない。
- ・ いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・ いじめはその行為の態様によって、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に反する行為である。
- ・ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・ いじめは学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

特に、道徳教育、人権教育、体験活動を通して、他者の気持ちを共感的に捉えることの出来る豊かな心を育て、自分と他者の同等性を認識し、お互いが尊重しあえる態度を養う。

また、他者とのコミュニケーション能力の向上をめざした取り組みを実践し、その能力を育む。

#### (3) いじめを生み出さないための指導上の留意点

- ① 教員が分かりやすい授業づくりをして、全ての児童生徒が参加・活躍出来る授業を工夫する。
- ② 規律ある集団をつくり、児童生徒が主体的に参加・活動できる場面を多くつくる。
- ③ 児童生徒一人ひとりがストレスに適切に対処することのできる力をつけさせる。
- ④ 教職員の言動が児童生徒に影響を与えてしまう場合があることを理解し、児童生徒に関わる。
- ⑤ 配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組み

- ・ 授業や行事の中で、児童生徒が活躍でき、集団の中で「自分は役に立っている」と感じることで出来る機会をつくるために、それぞれの児童生徒が活躍出来る様々な機会を設定し、励ましの言葉などを掛けて、児童生徒の成長を支援する。
- ・ 「社会性測定用尺度アンケート」や「ミニアンケート」によって児童生徒の自己有用感や自己肯定感の数値を全教職員で分析し活用する。

#### (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法

児童生徒集団から「いじめ防止」や「いじめ撲滅」などの機運が醸し出されるために、児童生徒会活動などでいじめについて学び、取り組む機会を創出する環境を整える。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童生徒がいじめを認識してもそれを告白することに抵抗を感じたり、告白することによるいじめの拡大やエスカレートを恐れるあまり訴えることができないことがある。また、自己表現が苦手な児童生徒や既に脅されている児童生徒がいじめに遭っている場合などでは、隠蔽性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することもある。

教職員は「いじめの兆候を見逃さない」姿勢が必要であり、児童生徒の些細な変化やサインにも気づける姿勢が重要である。

### 2 いじめの早期発見のための措置

(1) 定期的なアンケートと教育相談によっていじめの早期発見と早期対応に役立てるとともに児童生徒に対して相談しやすい状況を作り出しておく必要がある。

#### 【具体的取組み】

- ① 学期毎の学園生活アンケート（いじめアンケート）（全学年）
- ② 学期毎の学園教育相談（1～9年）
- ③ 日常的観察（授業中・休憩時間・給食時間・放課後・部活動中 等）
- ④ カウンセリングルーム（SC）の活用
- ⑤ 職員会議や児童生徒支援委員会での情報交換
- ⑥ 相談窓口（すこやかダイヤルなど）の周知

(2) 保護者と連携して児童生徒を見守るために、日頃から児童生徒の良いところはもちろん気になることについてもこまめに記録を残しておくことが重要である。その中で気になる点があれば、学年等で相談のうえ、保護者への連絡し、児童生徒の様子の共有をはかる。その際、児童生徒の良いところなども話せるようにする。

(3) どんな些細なことであっても一人で対応せず、学年・学校全体で情報を共有する。

(4) 保護者や地域に対して、「学校はいつでも相談の門戸を開いている」ということを学園だよりなどで広く周知する。

(5) 学園教育相談やアンケートによって得た児童生徒の個人情報、その取り扱いについては慎重を期し、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

## 第4章 いじめに対する措置、考え方

### 1 基本的な考え方

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつすみやかに、当該情報を速やかに学校いじめ・不登校対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

また被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼に置いた指導を行うことが大切である。また教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(10～12 項参照 資料：「5つのレベルに応じた問題行動へのチャート」)

いじめの兆候を見つけた場合は、些細な兆候であっても、すぐさま情報の共有を図り、早い段階からの確な対応に心がける。

**※学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ・不登校対策委員会に報告を行わないことは、法 23 条第 1 項の規定に違反し得る。**

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止めさせ、個別に話を聞く。
- ② 児童生徒や保護者から「いじめかも」というような訴えや相談があった場合には、何よりも先にその話に対して真摯に傾聴する。
- ③ いじめの通報があった場合、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するように配慮する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は一人で判断したり抱え込まずに、学年主任、生徒指導主事、管理職に速やかに連絡し、その以後の対応については「いじめ・不登校対策委員会」で協議する。
- ⑤ 報告を受けた教職員は、速やかに当該児童生徒から事情を聞き取るなどしていじめの事実の有無の確認を行う。(5W1H を正確に聞き取る)
- ⑥ いじめの事実が確認されたら、被害・加害児童生徒の保護者に対し、家庭訪問等によって、丁寧に説明する。
- ⑦ いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、いじめられている児童生徒を徹底して守り抜くという観点から、所轄警察署と相談しながら対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

【いじめ行為が犯罪行為として取り扱われる可能性のあるもの】

- 冷やかし・悪口・脅し等・・・・・・・・・・脅迫、名誉毀損、屈辱
- 故意のぶつかり、遊びの振りした暴力等・・・・・・・・・・暴行
- 殴る・蹴る・・・・・・・・・・暴行・傷害
- 金品のたかり・・・・・・・・・・恐喝
- 金品を隠す、盗む、捨てる、壊す・・・・・・・・・・窃盗・器物破損
- 嫌なことをさせる、危険なことをさせる・・・・・・・・・・強要・強制わいせつ
- インターネット等での誹謗中傷・・・・・・・・・・名誉毀損

### 3 いじめられた児童生徒またはその保護者への支援

- (1) 最初にいじめられた児童生徒から、事実関係の聞き取りを行う。
- (2) 児童生徒から聞き取った内容は、個人情報取り扱いやプライバシーの保護に十分配慮する
- (3) 家庭訪問等によりその日のうちにすみやかに保護者に事実関係を伝え、いじめられていた児童生徒や保護者に対して秘密を守ることや「君を守り通す」という意思を伝え、安心感を持ってもらえるようにする。
- (4) 複数の教職員の協力・支援、当該児童生徒の見守りなどを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を最大限確保する。
- (5) いじめられた児童生徒にとって信頼出来る人（親しい友人、教職員、保護者、家族等）と連携し、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。また必要に応じて児童生徒が特別教室などで学習することが出来るように配慮する。
- (6) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携する。
- (7) 表面上はいじめが見えなくなったとしても、いじめが解消するまでは児童生徒および保護者に対して、継続的に支援・配慮を行う（いじめの解消について以下参照）。

#### 【いじめの解消について】

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある

- ① いじめに係る行為が止んでいること。止んでいる状態が相当な期間継続している。（少なくとも3ヶ月を目安とする）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### 4 いじめた児童生徒への指導またはその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせ、いじめたとされる児童生徒からも事実確認の聞き取りを行う。
- (2) 聞き取りした内容を家庭訪問等ですみやかに保護者に連絡し、いじめという事実に対する保護者の理解や承諾を得て、学校と保護者が連携して以後の対応が適切に行うことが出来るよう、保護者の協力を求め保護者にも継続的に助言・支援を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導にあたっては、「いじめは相手の人格を傷つけ、生命、身体及び財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為に対して反省と責任を自覚させる。ただ、いじめた児童生徒が抱えているであろう様々な課題やいじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安全・安心、健全な人格の発達に十分配慮する。その指導にあっても、学校として、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどと連携するとともに、再発防止につとめる。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対して
  - ① 自分の問題として捉えさせ、正確に事実確認をする。
  - ② 継続的な指導によりいじめを受けた者の立場になって、相手の心の痛みや悩みへの共感性を育て、当該児童生徒たちの行動の変容をめざす。
- (2) 見て見ぬ振りをしていた傍観者的な児童生徒に対して
  - ① そうした行為はいじめられている児童生徒にとって、いじめられているという苦痛だけでなく、孤独感や孤立感も持ち、寂しく情けない気持ちになることをしっかりと認識させる。

- ② 「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることが、いじめをなくすことに繋がる。」ということを経験させる。

※ただ、傾向として、「観衆」「傍観者」になっていた児童生徒の中には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることも少なくないため、全ての教職員が、日常より児童生徒の信頼を得るべく行動しなければならない。

- (3) いじめの発生を被害児童生徒、加害児童生徒たちだけの問題として捉えるのではなく、集団の問題であるとの認識を持つ。そして児童生徒が互いに尊重しあい、認め合うあえる集団作りを再度進める。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込みや写真の投稿があった場合、書き込み等の関係児童生徒の特定に努め、その後聞き取りなどの調査、そこに至る経緯をつかみ、被害に遭った児童生徒がいた場合は、心のケア等必要な措置をとる。
- (2) 書き込みに対する対応は、市教育委員会や所轄警察署など、外部機関との相談等を行い、被害に遭った児童生徒への指導にも細心の注意を払いながら、当該児童生徒、保護者への精神的フォローに努める。また、書き込み・写真投稿を行った児童生徒に対しては、必要に応じて、所轄警察署や外部機関と相談の上、対応を考える。
- (3) 学校として、情報モラルの指導を見直し、教科では社会科・技術家庭科・道徳科とも連携し、基本的技能の学習や情報の発信者としての最低限のモラルや知識・技能を学習する機会を持つ。

## 第5章 その他

### 1 地域や家庭との連携

地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学園だより等を通じて家庭・地域との連携協力をはかる。また、地域教育協議会や学校協議会などを利用して連携した対策を推進する。

### 2 重大事案への対処

生命・心身、または財産に重大な被害（注 1）が生じた疑いや、相当の期間（年間 30 日間が目安）学校を欠席することを余儀なくされている場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。  
(児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして同様に報告を行う。)
- ② 市教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して事実関係その他の必要な情報を提供する。(いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査結果の内容を説明する。)

(注 1) 「生命、心身または財産に重大な被害」

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ・児童生徒が自殺を企図した場合  | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合  |

## 【補足資料】

### ●いじめ相談ホットライン

子どもや保護者の不安や悩みを受け止める相談窓口です。連絡先を下のようにお知らせします。一人で苦しまず、ぜひ利用してください。保護者の方も是非ご利用ください。

#### ❖和泉市教育センター 教育相談室

TEL：0725-58-7163 ※ 教育相談室でお話もできます。

時間：月曜日～金曜日 9時～17時

住所：和泉市府中町 4-11-23

#### ❖和泉市教育委員会 学校教育室

TEL：0725-99-8159

時間：月曜日～金曜日 9時～17時 15分

#### ❖大阪府教育センター「すこやか教育相談」

＜すこやかホットライン＞（子どもからの相談） TEL：06-6607-7361

＜さわやかホットライン＞（保護者からの相談） TEL：06-6607-7362

＜しなやかホットライン＞（教職員からの相談） TEL：06-6607-7363

時間：月曜日～金曜日 9時 30分～17時 30分

#### ❖被害者救済システム「子ども家庭相談室」

＜子どもから＞ TEL：0120-928-704

＜保護者から＞ TEL：06-4394-8754

時間：月曜日・火曜日・木曜日 10時～20時

#### ❖チャイルドライン

TEL：0120-99-7777

時間：月曜日～土曜日 16時～21時

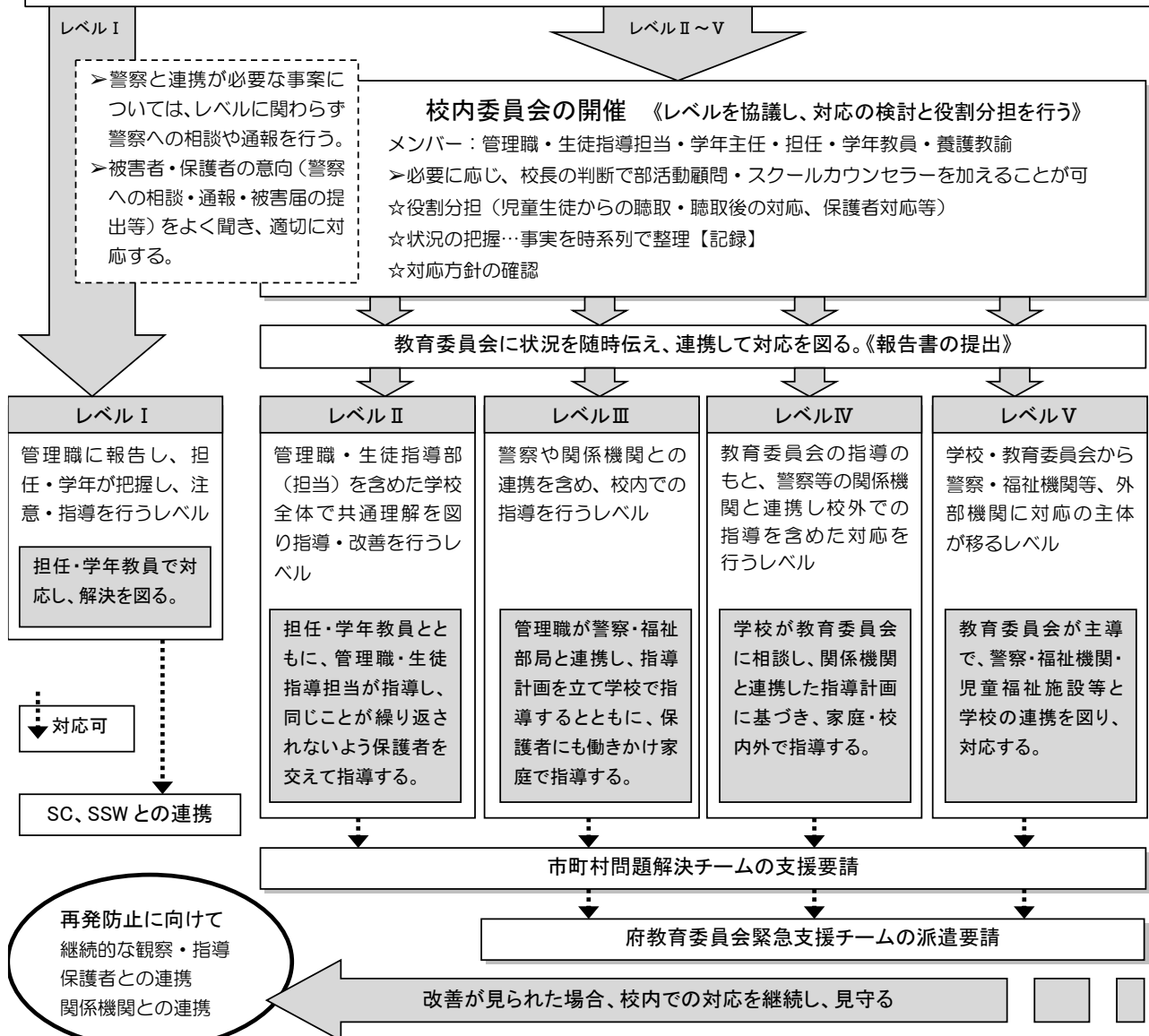
## 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

### ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



### 留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## 5つのレベルの例示

### レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)  
 ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等  
 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないよう注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

### レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害  
 ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ  
 ※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する  
 ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合  
 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。  
 ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

### レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)  
 □暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)  
 ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転等  
 ※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合  
 ※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。  
 ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

#### レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も 30 分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会の指導のもと、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

#### レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治 3 カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。